

処 分 基 準

平成 29 年 3 月 1 日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第 48 条
処 分 の 概 要：警備業者に対する指示
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係 (058) 271-2424
備 考：